

質問と回答

平成 31 年 3 月 5 日現在

受付日	質問内容	回答
2 月 1 日	<p>様式 2「神奈川県立のビジターセンター 指定管理者 事業計画書」のページ数について記載がありません。 <u>ページ数についての制限がないと考</u> <u>えてよろしいでしょうか。</u> また、<u>資料を添付することは可能で</u> <u>しょうか。</u></p>	<p>事業計画書については、ページの制限を設けておりませんが、指定管理者選定における外部評価委員会の面接評価も踏まえた上で、適切と考える量で作成してください。 また、資料の添付についても制限はしておりませんので、必要に応じて適宜添付してください。</p>
〃	<p>大規模地震の発生や新型インフルエンザのまん延などの危機事象が <u>発生した場合、県はビジターセンター</u> <u>にどのような役割を求めているので</u> <u>しょうか。</u></p>	<p>県では、大規模地震や新型インフルエンザのまん延等の際には、県民の安心・安全を維持し、社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、優先すべき業務に絞って業務を実施することとしています。 ビジターセンターでは、大規模地震の際に、募集要項 18 ページ記載のとおり、避難所や帰宅困難者の受け入れ先となることが想定されます。また、新型インフルエンザの流行の際には、臨時に休館することなどの対応が、想定されます。 具体的な対応については、基本協定、年度協定等の締結の際に検討することとなります。</p>
〃	<p>県と指定管理者のリスク分担では、 100 万円未満の修繕は指定管理者 が負担することとなっています。 秦野ビジターセンターの積算では修 繕費が年間 39 千円となっており、大 きな修繕が発生した場合対応できま せん。また、西丹沢ビジターセンター では 1,531 千円となっており、約 100 万円の修繕が複数回発生した場合に は対応することができず、主業務であ る人件費や光熱水費等へ影響し管理 運営業務の支障につながることを想 定されます。 <u>修繕についてどのような考え方で積</u> <u>算されたのでしょうか。</u> <u>リスク分担の費用区分は、どのような</u> <u>考え方により設定されたのでし</u> <u>ょうか。</u>併せて伺います。</p>	<p>施設の修繕の費用の積算は、直近数年間の維持管理に要した費用の実績と今後のどのような修繕が必要になるかを考慮した上で、次期指定管理 5 年間に必要となる修繕費用を算定しています。 ここ数年の県による再整備の状況及び 5 年間の指定管理の期間において、修繕費が積算額より少なくなる年もあると思われることを考慮すると、5 年間の総額として十分であると考えています。 リスク分担については、施設の維持管理に必要な費用を指定管理料とし、施設の再整備等については、財産管理者である県で対応することと整理しています。 また、県では、備品の修理や家屋の小破修繕などの 100 万円未満の修繕は、需用費に分類していることから、100 万円未満という区分にしています。</p>
〃	<p>「評価の視点」として、「労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況(労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む)」とありますが、他自治体の例では、指定管理者の選考過程で、あるいは、モニタリングの一環として自治体が社会保険労務士に依頼し調査しているケースが多いのですが、本件選定基準における記載の趣旨は、<u>県が指定管理者について労働条件</u> <u>審査を行う予定であることな</u> <u>のでしょうか、あるいは、指定管理者自らが</u> <u>これを実施することを想定している</u> <u>のでしょうか。</u></p>	<p>労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取り組み状況については、提案書等の書類を基に、本県においても指定管理者選定の過程で、労務管理に関する識見を有する外部評価委員会委員が内容を審査することとなっています。 そのため、指定管理者自ら労働条件審査を実施してもらうことまでは求めておりません。 また、実施を禁止するものでもありませんので、提案時又は指定管理業務中における定期的な労働条件審査について、適宜ご提案いただいても問題ありません。</p>

受付日	質問内容	回答
3月1日	<p>事業計画書は、個人に関する情報等を除き、県のホームページに掲載されることとなっております。</p> <p>公表に当たっては、<u>指定管理者のもつノウハウや個人情報などの部分は、指定管理者の判断で非公表にできると考えてよろしいでしょうか。</u></p>	<p>事業計画書の公表に当たっては、事業者のノウハウに係る部分を黒塗り等により非公開としています。ただ、公の施設の管理には高い公共性があり、それに伴う県の説明責任もあるため、公表に当たっては、ノウハウ部分に当たるか否かを、指定管理者と調整の上、決定、公表いたします。</p> <p>そのため、指定管理者の判断で公表、非公表を決定できるものではありません。</p>
〃	<p>様式3の経費積算内訳書に記載する金額は消費税抜きでよろしいでしょうか。</p>	<p>様式3については、税抜金額での記載をお願いいたします。</p>
〃	<p>西丹沢ビジターセンターは、給水ポンプと受水槽を指定管理者が管理することとなっておりますが、これらを繋ぐ送水管は指定管理外となっております。</p> <p><u>送水管に水漏れなどの損傷が発生した場合には、給水ポンプが稼働し続け想定以上の電気代がかかることが考えられます。</u></p> <p><u>この場合には、リスク分担における「不可抗力」として県がその分の電気代を負担していただけるのでしょうか。</u></p>	<p>「不可抗力」とは、募集要項15ページの注釈記載のとおり、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常気象、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）並びにその他県及び指定管理者の責めに帰することのできない事由をいい、人の力では、どうしようもない外からの力や事態をいいます。</p> <p>ご懸念されている事例が、天災等に起因する場合は、「不可抗力」と言えますが、維持管理の懈怠に起因する場合などは、「不可抗力」に当たらないものと考えます。</p> <p>天災等に起因するものでない場合は、募集要項15ページのリスク分担表のいずれにも該当しないため、同ページただし書きに記載のとおり、県と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定するものとします。</p>